

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和5年（2023年） 6月 29日	
枚方市長 殿	
提出者 住 所 枚方市中宮大池 1 丁目 1 番 1 号 氏 名 株式会社クボタ 枚方製造所 所 長 金 本 吉 郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 072-840-1021	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社クボタ 枚方製造所
事業場の所在地	枚方市中宮大池 1 丁目 1 番 1 号
計画期間	令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	26:生産用機械器具製造業
②事業の規模	製造品出荷額：244,464 百万円／年（2022年4月～2023年3月実績）
③従業員数	1,651人（2023年4月現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 廃油（廃油、廃シンナー）の有価物化 ・ ガラス陶磁器くず（廃レンガ）の有価物化 ・ 紙くずの有価物化 ・ 金属くずの有価物化 ・ 自己中間処理（汚泥減量化）の推進		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 有価物化（廃プラスチック、金属くず等）の推進 ・ 自己中間処理（汚泥減量化）の推進		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 廃プラ、廃油、木くず等、処理ルート別に分別、保管している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 分別の徹底

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 現状、自ら再生利用なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 今後も自ら再生利用の予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙の通り t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 汚泥脱水機の適正運転の実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙の通り	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 汚泥脱水機の適正運転の実施		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・現状、自ら埋立処分、海洋投入処分なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後についても、自らの埋立処分、海洋投入処分の予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	（これまでに実施した取組） ・現状の委託処理業者に対しては、引続き定期的（1回/年）に処理状況の確認を、産廃情報ネットや各社HP公開情報により実施。 ・新規に処理業者と委託契約を締結する場合は、事前に、処理状況を産廃情報ネットや各社HP公開情報で確認し、問題がない事を確認した後に行う。		

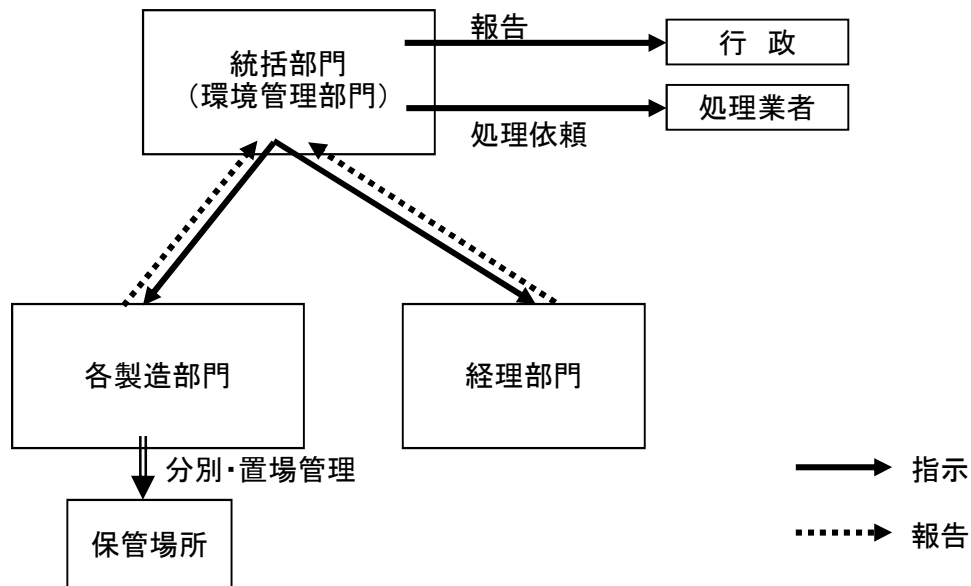
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) ・新規の処理業者に委託する場合は、可能な限り優良認定業者を選定する。 ・現状の委託処理業者に対しては、引続き定期的(1回/年)に処理状況の確認を、産廃情報ネットや各社HP公開情報により実施。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理
- 5 委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

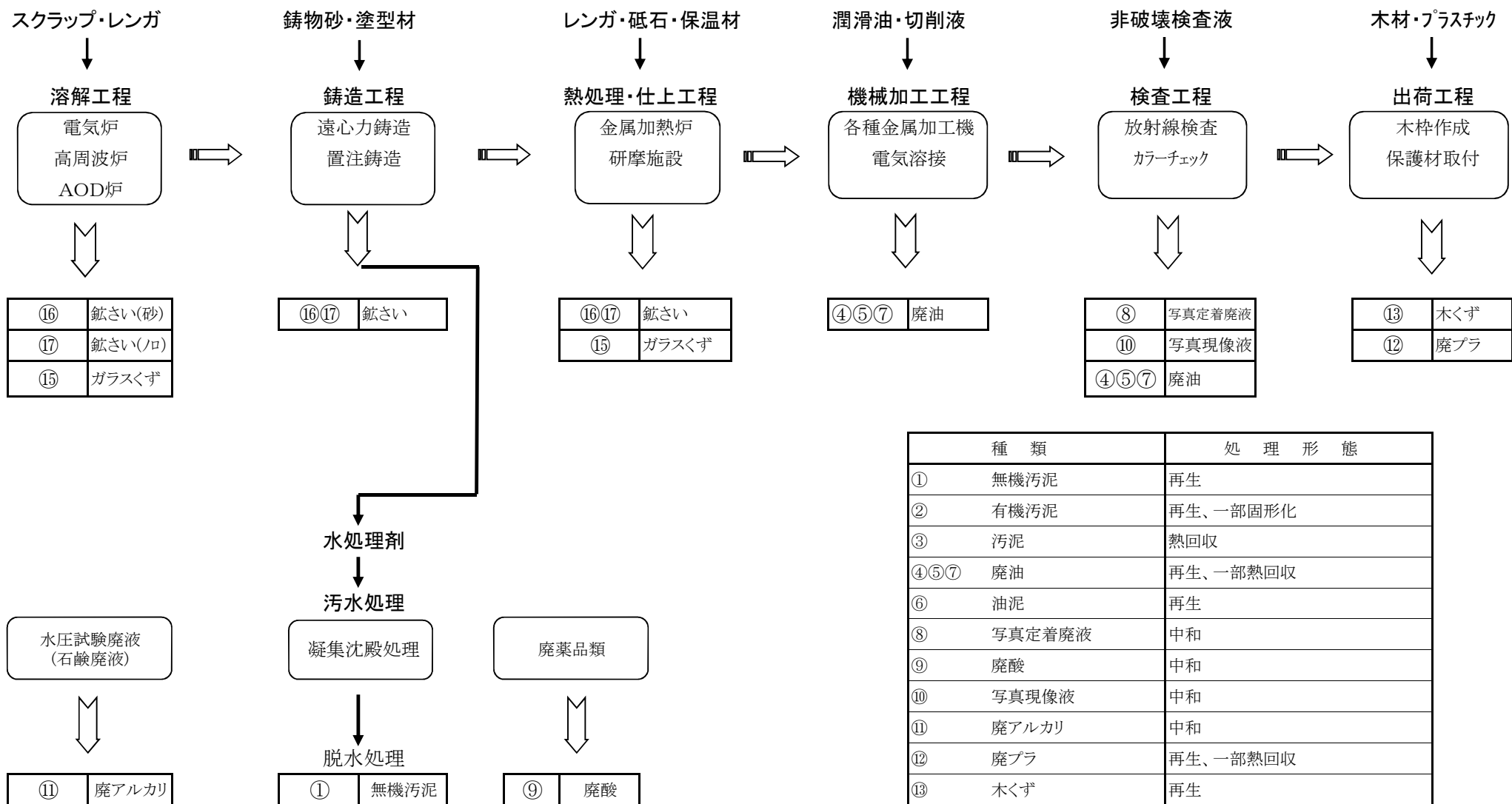
【管理体制図】



【各部署の役割】

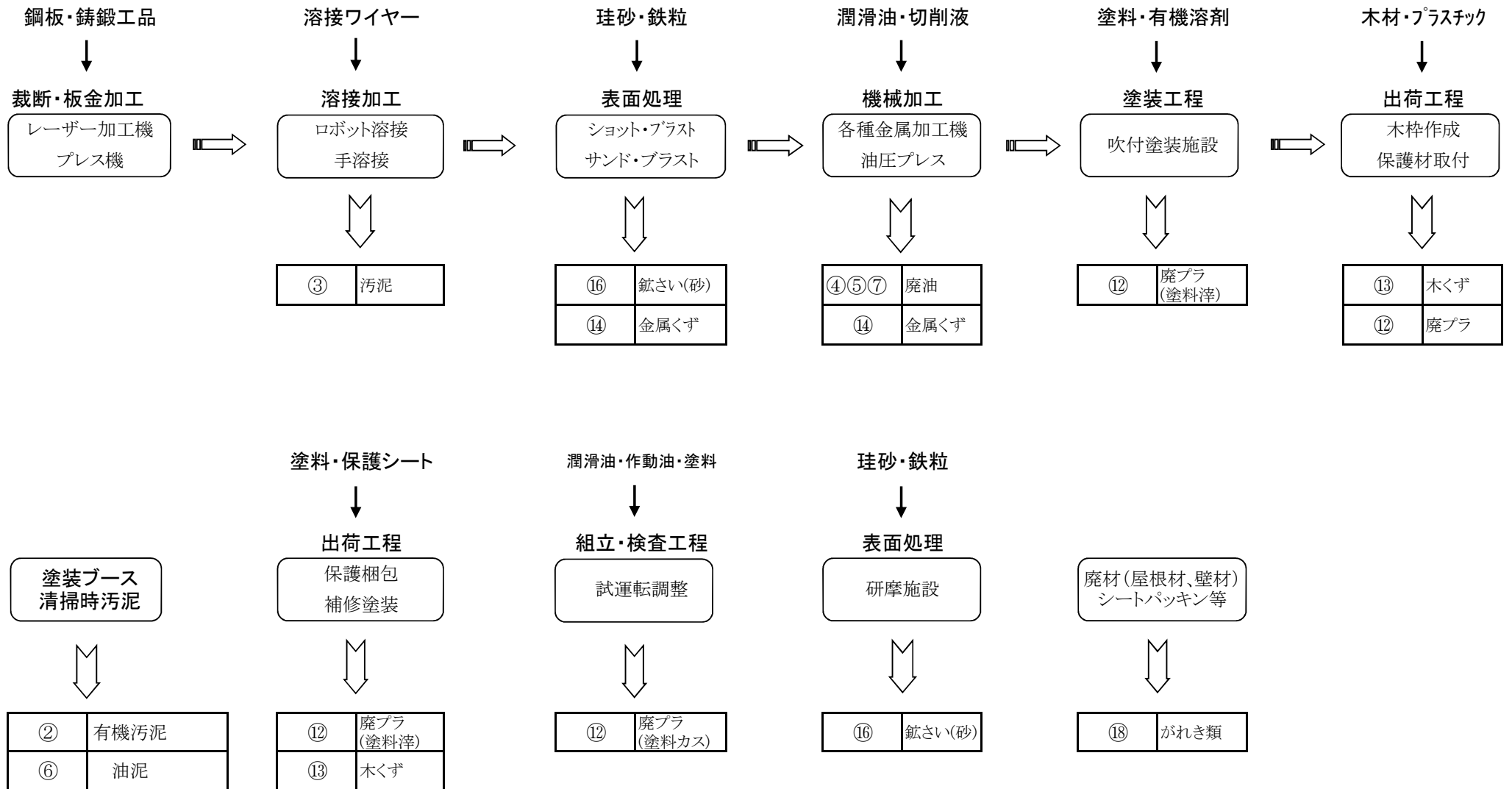
部署	役割
統括部門	・処理業者への処理依頼 ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票（マニフェスト）等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等
各製造部門	・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・保管施設での保管量の把握等 ・上記内容を統括部門 に報告
経理部門	・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・上記内容を統括部門 に報告

鋼 品 製 造 工 程 産 廃 発 生 ・ 処 理 フ ロ ー



種 類	処 理 形 態
① 無機汚泥	再生
② 有機汚泥	再生、一部固形化
③ 汚泥	熱回収
④⑤⑦ 廃油	再生、一部熱回収
⑥ 油泥	再生
⑧ 写真定着廃液	中和
⑨ 廃酸	中和
⑩ 写真現像液	中和
⑪ 廃アルカリ	中和
⑫ 廃プラ	再生、一部熱回収
⑬ 木くず	再生
⑭ 金属くず	再生
⑮ ガラス陶磁器くず	再生、一部 熱回収や管理型埋立
⑯ 鉍さい	再生
⑰ がれき類	再生

ポンプ・バルブ・建設機械 製造工程産廃発生・処理フロー



前 年 度 【 令 和 4 年（ 2022年 ） 度 】 実 績

提 出 者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪府枚方市中宮大池1-1-1	株式会社クボタ枚方製造所	生産技術部 設備環境課		072-940-1021	072-890-2810	

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																	
		①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理し た量 (t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理し た後埋立処分又は 海洋投入処分した量 (t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	(⑪＝①-②-③-④+⑥-⑧-⑨＝⑩+⑬+⑭+⑮+⑯)					⑪優良認定処理業者 への処理委託量(t)	⑫+⑬ 自ら再生利用 を行った量(t)	⑭+⑮ 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量
コード	名 称											⑫再生利用者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処 理委託業者への処理委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)			
コード 参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄 物の種類ごとの量	①の量のうち、中 間処理をせず直接 自ら再生利用した 量	①の量のうち、中 間処理をせず自ら 埋立処分又は海洋 投入処分した量	①の量のうち、自 ら中間処理した産 業廃棄物の当該中 間処理前の量	④の量のうち熱回 収を行った量	自ら中間処理を 行った後の量	④の量から⑥の量 を差し引いた量	⑥の量のうち、自 ら利用し、又は他 人に売却した量	⑥の量のうち、自 ら埋立処分及び海 洋投入処分した量	中間処理及び最終 処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業 者への再生利用委託 量（⑬、⑭を除く）	⑩の量のうち、認定熱回 収施設設置者である 処理業者への焼却処 理委託量	⑩の量のうち、認定熱回 収施設設置者以外の 熱回収を行っている 処理業者への焼却処 理委託量	⑩の量のうち、委託 して最終等の中間 処理した量（⑮ ～⑯を除く）	⑩の量のうち、直 接委託して埋立 処分委託した量	⑩の量のうち、優 良認定処理業者へ の委託処理量	②の量と⑧の量を 合計したもの（自 動計算）	③の量と④の量を 合計したもの（自 動計算）
1	0220 ①無機性汚泥	3,194			3,149		191	2,958			237	237					45	0	0
2	0210 ②有機性汚泥	90									90	73		17			90	0	0
3	0200 ③汚泥	73									73	1	72				73	0	0
4	0311 ④鉱物系廃油	5									5	5					5	0	0
5	0310 ⑤一般廃油	620									620	620					620	0	0
6	0340 ⑥油泥	8									8	3		5			8	0	0
7	0300 ⑦廃油	66									66	31	35				66	0	0
8	0401 ⑧写真定着廃液	5									5	5					0	0	0
9	0400 ⑨廃酸	0.062									0.062	0.062					0.062	0	0
10	0501 ⑩写真現像液	3									3	3					0	0	0
11	0500 ⑪廃アルカリ	45									45	45					45	0	0
12	0600 ⑫廃プラスチック類	259									259	252	6				247	0	0
13	0800 ⑬木くず	496									496	496					427	0	0
14	1200 ⑭金属くず	139									139	139					0	0	0
15	1300 ⑮ガラスくず等	563									563	542	18		4		553	0	0
16	1400 ⑯鉱さい	363									363	363					166	0	0
17	1401 ⑰スラグ	585									585	585					518	0	0
18	1500 ⑱がれき類	1									1	1					0	0	0
19																			
20																			
合計		6,515	0	0	3,149	0	191	2,958	0	0	3,557	3,400	132	22	0	4	2,864	0	0

（注１） トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下３桁まで記載は可。

今年度【令和5年（2023年）度】目標

提出者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪府枚方市中宮大池1-1-1	株式会社クボタ枚方製造所	生産技術部設備環境課		072-940-1021	072-890-2810	

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																	
		①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理し た量 (t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理し た後埋立処分又は 海洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	(⑪＝ ①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ ＝⑩+⑬+⑭+⑮+⑯)					①優良認定処理業者 への処理委託量(t)	②+⑧ 自ら再生利用 を行った量(t)	③+⑨ 埋立処分又は 投入処分を行った量
												委 託 に よ る 区 分							
コード	名 称											⑪再生利用者への 処理委託量(t)	⑫熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑭その他の中間処理 業者への処理委託量(t)	⑮埋立処分委託量(t)			
コード 参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑪の量のうち、処理業者への再生利用委託量（⑬、⑭を除く）	⑫の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑬の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑭の量のうち、委託して焼却等の中間処理した量（⑮～⑰を除く）	⑮の量のうち、直接委託して埋立処分委託処分した量	⑮の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの（自動計算）	③の量と⑨の量を合計したもの（自動計算）
1	0220 ①無機性汚泥	3,163			3,117		189	2,928			234	234					45	0	0
2	0210 ②有機性汚泥	89									89	72		17			89	0	0
3	0200 ③汚泥	72									72	1		72			72	0	0
4	0311 ④鉱物系廃油	5									5	5					5	0	0
5	0310 ⑤一般廃油	614									614	614					614	0	0
6	0340 ⑥油泥	8									8	3		5			8	0	0
7	0300 ⑦廃油	65									65	30		35			65	0	0
8	0401 ⑧写真定着廃液	5									5	5					0	0	0
9	0400 ⑨廃酸	0.061									0.061	0.061					0.061	0	0
10	0501 ⑩写真現像液	3									3	3					0	0	0
11	0500 ⑪廃アルカリ	44									44	44					44	0	0
12	0600 ⑫廃プラスチック類	256									256	250	6				244	0	0
13	0800 ⑬木くず	491									491	491					423	0	0
14	1200 ⑭金属くず	138									138	138					0	0	0
15	1300 ⑮ガラスくず等	558									558	536	18		4		548	0	0
16	1400 ⑯鉱さい	359									359	359					164	0	0
17	1401 ⑰スラグ	579									579	579					513	0	0
18	1500 ⑱がれき類	1									1	1					0	0	0
19																			
20																			
合計		6,450	0	0	3,117	0	189	2,928	0	0	3,522	3,366	130	22	0	4	2,836	0	0

（注１）トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下３桁まで記載は可。